

令和3年度国保「市町村標準保険料率」の仮算定結果について(概要)

令和2年12月
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和2年11月仮係数（含む横置き値））】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.80%	31,502円	32,764円	63万円
後期分	2.65%	9,252円	9,622円	19万円
介護分	2.25%	16,630円	0円	17万円

（参考：令和2年度）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.05%	32,015円	33,785円	61万円
後期分	2.69%	9,358円	9,875円	19万円
介護分	2.66%	19,729円	0円	16万円

【算定の前提】

- 国から示された仮係数に基づき、算出した令和3年度保険料率である。
- ただし、「新型コロナウイルス感染症拡大という特殊な状況下」にあり、「現時点で推計値を示すことが困難である」ため、一部の仮係数については、「昨年度確定係数時の横置き値」。

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
 - 医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
 - 介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）、保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入
（※保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない）

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約185.4万人
 - ※ 令和2年度における被保険者数減少ペースの大幅な鈍化傾向を踏まえて推計
- 算定上の1人当たり費用の増減要因
 - （増要因）保険給付費の増（約5,600円）、保険料減免の増（約1,000円）、財政安定化基金への繰入金（約700円）
 - （減要因）激変緩和の全面拡大による公費の増（約4,100円）
 - ※ 前期高齢者交付金の増（約2,200円）、介護納付金の減（約5,600円）等は「横置き値」によるものである。

【保険料抑制のための工夫】

- 全面拡大による激変緩和財源活用（約74億円）※除くR2 2号繰入金の振替活用16.8億円の差額
- 都道府県の保険者努力支援制度交付額を活用（約27億円）
- 予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）獲得による調整財源活用（新規約12.6億円）

【今後のスケジュール】

令和3年1月 確定係数による算定

【参考】＜都道府県標準保険料率＞

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
8.90%	52,504円	2.68%	15,420円	2.28%	16,630円

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの。(2方式(所得割、均等割)で算出)